

◆連載 プロデューサー&コミュニケーション型行政への転換 ⑤

『条例』は多様な協働の中から生まれる

—自治時代の市民立法に欠かせない「条件」とは?—川崎市

福田 志乃 日本工営(株)地域計画部地域政策開発グループ チーフプランナー(地方自治体実践ネット世話人)

おとなが幸せじゃないわねい…

最後に私たち子どもからおとなへのメッセージです。まず、おとなが幸せでいてください。おとなが幸せじゃないのに、子どもだけ幸せにはなれません。おとなが幸せでないと、子どもに虐待とか体罰がおきます。条例に「子どもは愛情と理解をもって育まれる」とありますが、まず、家庭や学校、地域の中で、おとな同士が幸せでいてほしいのです。子どもはそういう中で、安心して生きることができます…

これは、条例づくりにかかわった川崎市の子どもたちが、条例施行直前の報告市民集会で市民に向けて発信したメッセージである。日本初の「子どもの権利」に関する総合的な条例として、二〇〇一年三月二十五日の毎日新聞にも大きく広告を掲載した。メッセージは、今の地域社会を築いた大人の責任や、大人自らが疲れ心豊かでない日本社会の病理を鋭く言い当てたものであり、読者である大人たちの心を揺さぶった。「川崎市子ども

の権利条例」は、今年四月一日から施行されているが、その新聞広告では「七つの権利」を、全国の子どもたちに分かりやすく、次のように紹介した。

- ①安心して生きる権利…いじめや虐待のない世の中になってほしい…
- ②ありのままの自分でいる権利…勉強は向いていないが人と話すのが好きな自分。いろいろな個性の人がいて面白いし、自分の考えも持つてるようになった。こういう自分っていいなと思う。
- ③自分を守り、守られる権利…幸せに生きるために、いやなことは「いや」と言って自分を守ることも大切。小さな子どもは、おとなや周囲の人が守ってほしい…
- ④自分を豊かにし、力づけられる権利…サークルの練習で仲間ができ、良い刺激になっている。子どもだけで練習や活動をする場所がほしい。
- ⑤自分で決める権利…親の考えや生き方を子どもに押し付けられない。親はスポーツが好きでも、自分は読書が好き。

- ⑥参加する権利…条例づくりの「子ども委員会」のような活動に向いている自分に気がついた。親は学校の成績のことを気にする。
- ⑦個別の必要に応じて支援を受ける権利…言葉がうまく喋れない外国人の子や障害を持った子が、同じ年代の子どもたちが行く場所(学校など)に行けない問題について、自分たちも考えたい。

「人権」を行政哲学の根幹に

日本では一九八〇年代後半になって、「学歴偏重・競争重視」の教育問題、有害なアニメやミステリー、パブル経済で歪んだ社会などが子どもたちへ及ぼす悪影響が極めて顕在化してきた。いじめや不登校の急増、非行や性犯罪の低学年化・凶悪化、親の虐待や家族への暴力…などが、緊急かつ抜本的に手を打つ社会問題として取り上げられた。「居場所のない子どもたち」・「コミュニケーションができない子どもたち」・「自信の持てない

子どもたち。をどうするか——が、全国の小中学校と高等学校の重点課題となり、青少年福祉や地域教育に本腰を入れ始める自治体も出てきた。

一方、国では学歴偏重から脱し、少しでも家族や地域と過ごす時間を尊重するために学校教育への週五日制の検討開始、地域教育や総合教育の重要性を施策化する。こうした背景の中で、国は九

四年に「子どもの権利条約」を批准した。

外国人や障害者や子どもと向き合う

川崎市を語るのに相応しいキーワードは、「人権」である。同市では、「人間都市かわさきの創造」を行政理念に据え、人権尊重と多文化共生を政策目標にしてきた。外国人を行政職員として初

危機感



久しぶりに海外へ行った。オーストラリアのシドニーとケアンズへ。夏休み終了後にもかかわらず、両市では実に多くの日本人の姿を見受けた。有名レストランや免税ショップなどはほとんど邦人、それも若い邦人が占めていた。いさ

さか恥ずかしいような気持ちでホテルに戻ると、ロビーのテレビに一瞬SF映画かと錯覚した画像と共に「AMERICA UNDER ATTACK」の文字が飛び込んできた。急いで帰国した後は、連日、テロ事件の報道に釘付けになった。新しい形の戦争か否かはさておき、二十一世紀開幕早々の時期に、二十世紀が内在し増幅させてきた

ものが一挙に爆発した感があり、改めて国際社会が抱えるさまざまな難題と現下の政治や経済・文明の根底を深く考えさせられた。

深刻な経済不況下にあるといわれる日本だが、その若者たちが外国有名レストランでワインを傾け、名だたるブランド製品を買い漁る己だけの「平和」の光景に接した直後であつただけに、アラブの地域が直面する貧困の中で、テレビが流す絶望的な眼の市民の姿や「聖戦」に駆り立てられる若者の姿を複雑な思いで眺めた。翻って、テロ事件の発生で影が薄くなったこの国の構造改革は、なかなか大膽な歩みを見せない。

既に「官」の役割は大きく変わっているにもかかわらず、「官」は相変わらず「公共、公益」を自分たち「プロ」の独占物と思いつまみ、直轄支配したがつている。長らく独占してきた「公共」の陰で、実は既得の権益制度をも固定させ、そこから離れがなくなっている。

言うまでもなく、時代の変化に際し社会の中に新陳代謝が起これば、社会の対流現象が生じなければ、その社会はいずれ衰退を免れない。しかも今日では市民・NPO・企業等の「民」がそれぞれ専門性を身につけ、「公共」の一端を担う十分な能力を備えているのだ。日本全体が危機意識を欠き、飽食に慣れ、安逸に流れ、内向きの「辛せ」だけを追求していくなら、二十一世紀の日本は「層暗くなる」。

めて採用したのは川崎、国に従わず生活保護者の介護保険料免除を最初に決定したのも川崎だ。福祉やユニバーサルデザインという「言葉」を掲げる前に、各部署が「人間尊重」の視点で、やれることから取り組む姿勢で、着実に実行し実現してきた。

筆者が知る川崎市には、

- ① 都市計画にしても福祉計画にしても、あらゆる部署が一つの計画に集まる体制が円滑につくれる組織(庁内に調整を拒まない風土がある)
- ② 総合計画(区単位)への市民参加に加え、まちづくりや教育や福祉などで多様な参加の実績を持つ
- ③ 全国に先駆けて情報公開を実現し、説明責任を果たす中で「市民は顧客でなく、対等なパートナー」と言い切る自治体

という優れた側面がある。筆者が連載初回で書いた「地方分権時代の自治体スキル」や「自治の必要条件」は、大半をクリアしている自治体と言えるだろう。

その川崎市が、特に「自治時代の市民立法」に当たって、子どもに焦点を当てた理由がある。それは第一に、高橋清市長が「戦後の荒廃した日本社会に学校教育をつくり育てる」という理想を掲げた時代の教育者であったこと。第二に、国際交流、障害者、男女共同、教育、福祉、子育て、コミュニケーション……など、全部署で一丸となるチームであること。第三に、地方分権や自治条例が

図5-1 「中学校区地域教育会議」の取り組み事例

校 区	重 点 方 針	地域教育会議の理解	組織化と 住民委員の選出	各種委員会活動の充実	地域や団体との 連携強化	子どもの意見表明
野 川	・委員会活動を通して地域教育会議の理解を深める ・他団体と連携し教育会議の行事の参加呼び掛け	・各種団体との連絡調整 ・定例会 2回 ・広報紙の発行 3回	・定例会 2回 ・運営委員会 2回	・地区懇談会 ・地区講演会 ・福祉フォーラム ・4校校外連絡会	・地区懇談会 (PTA、自治会、子ども会との連携) ・地区講演会 (PTAとの連携) ・福祉フォーラム (PTA、自治会、子ども会との連携)	各学校内で(いじめ問題をテーマ)に「子ども議会」実施
有 馬	地域の教育力の向上に向けて	・臨時総会、総会 ・宮前区地域教育会議拡大交流会参加 ・子ども権利条例調査研究員との意見交流会参加	・臨時総会にて各委員の選出 ・総会にて組織の決定 ・各専門委員会参加	・「教育を語る集い」開催 ・地域教育会議だより発行 2回 ・講演会	・地域パトロール ・生徒の社会体験学習への協力	・校区子ども会議、宮前区子ども会議、川崎市子ども交流会への参加
宮 前 平	・地域への取り組みを、子どもと大人への対象別に考える ・地域教育会議の役割を考えた活動	・自治会、町内会への広報活動と懇談会 ・広報紙の発行	・提言委員、広報委員が広報活動や地域へのわかりを深めた内容の検討	・大人プロジェクト部会「男の料理教室」「ワープロ教室」「地域巡り」 ・子どもプロジェクト部会「子どもワンダーランド」 ・両部会合同交流会	・教育だよりを町会回覧板、掲示板利用で配布 ・各行事で他団体と連携する	子どもワンダーランド実施 7回
向 丘	活動内容を見直し教育会議を活性化し、教育会議の存在を広く地域に周知させる	・地区別懇談会 3回 ・トンネルアート、ふれあい音楽祭、青少年健全育成懇談会の開催 ・広報紙の発行 3号	・住民委員の公募 ・運営委員会 ・総会 ・事務局会議	・地域の実情にあった委員会の活動計画立案 ・総会の承認後、各委員会にて活動	・各町内会、自治会等より委員として1～2名参加 ・防犯パトロール ・青少年健全育成懇談会	「地域について知るう」をテーマに、子ども会議実施
平	・諸活動の活性化をはかる ・地域住民による活動への移行	・運営委員会 3回 ・総会 2回 ・教育を語るつどい ・地域教育会議だより ・講演会	住民委員を中心とした運営委員会、各種委員会を随時開催	・広報委員会 — 地域教育だより発行 ・情報収集委員会 諸団体の情報集約	・地域内の情報収集取材活動 ・地域教育活動支援事業の展開 ・パトロール	子ども会議(リーダー研修会、意見発表会)
音 生	・各委員会の活動の見直し ・子どものアンケート、討論会の開催 ・地域の人材発掘	・広報紙を通して地域教育会議の活動を知らせる ・ホームページ作成検討	・住民委員10名に増やす	・青少年委員会 ・ふれあい委員会 ・生涯学習委員会 セミナー(地域兼ねのもの) ・広報委員会 4号	・子ども会、老人会、青年同士の会、自治会、3校PTAとの連携	・アンケート委員会によるアンケートの検討
犬 蔵	・広報活動の充実 ・ふれあいの集いの開催	・広報紙発行(3回)	・住民委員2名追加	・運営委員会 8回 ・教育を語るつどい ・フリーマーケット開催	・行政区教育会議への参加 ・スポーツセンター説明会協力 ・トンネルアート制作	実施せず
稲 田	・建前、活動の地域住民へのPR ・委員会活動の定着化、情報収集 ・地域内諸団体や他地域教育会議との連携	・他の地域教育会議の活動状況情報収集 ・広報紙の発行 ・境域会議の理解活動 ・教育会議のあり方、方向性の学習	総会	・広報紙発行 ・地区懇談会 2回 ・夏休みパトロール 各学校PTA校外委員会の協力 ・講演会	・地区懇談会 ・地域パトロール ・親子対話会 ・講演会 ・稲河原地区防災訓練	親子対話会 6分科会
栞 形	・地域教育会議の役割を考え具体的な活動に結びつける ・地域諸団体と連携し、調査活動や意見集約を図る	・他地域教育会議の活動の情報収集 ・教育会議のあり方や地域、家庭、学校の連携についての学習会 ・広報紙の発行	・総会 3回 ・年間計画 ・子ども会議学習会実施計画検討 ・成果、課題来年度の運営等	・運営委員会 3回 ・三役会 ・総会 ・広報委員会 地域教育だより発行(9～10号)	・区教育会議交流会 2回 ・地区懇談会開催 ・子ども権利条例意見交流会参加	・第4回子ども会議 ・区子ども会議 ・市子ども集會

叫ばれるようになったが、川崎市の市民参加や総合(横断)行政の積み重ねを、総括できる。ものであること——だった。高橋市長の子ども好きは庁内でも有名で、「懸案事項を市長に持っていく時は、子どもと会った日を狙う」という。マニユアル。まだあるようだ。

このように川崎の「子どもの権利条例」づくりは、「市民と共に」「市全体で」「子どもの権利保障と子ども施策の総合化」を全庁・全市の目的に据え、九八年九月に本格的にスタートした。

地域が子どもに注いだエネルギー

条例はつくるよりも使うもの

川崎市の「子どもの権利条例」づくりのプロセスや意義を論じる前に、読者の方々に念頭に置いていただきたいことがある。それは、二年半にわたる条例づくりを目的として市民参加を行ったのではないということである。地方分権が加速するこのころ、条例は行政が一方的につくるものではなく、市民と共同でつくるものだ……という考えをよく耳にする。しかし、最終目的は「条例をつくること」ではなく、「条例をみんなで作ること」だ。その意味で川崎市では、つくった後の条例を市民が使える「地域社会の基盤」を確立していたからこそ、この取り組みは実現できたと強調したい。

結論を言えば、同市には過去から青少年に関する

市民参加の取り組みがあり、子ども自身の参加もさまざまな形で実現しており、子どもや大人や地域の問題それらをひっくり返して、みんなの約束にした(明文化した)のが「条例」となったということだ。だから、今回の事例は「自治条例をつくるために、どう市民参加をするか?」という「参加の手法」を尋ねる質問の回答にはならない。ただし、以下の問いに答えることはできるだろう。

◆人権や子どもや地域社会を考えるキッカケを、庁内や地域でどうつくるか?

◆市民と向き合うとはどういうことか?(福祉行政にしても、本質は「市民」顧客でない)

◆市民参加は一朝一夕にできるものではなく、行政にも市民にも、経験の熟度が必要。行政は何から始めればよいか?

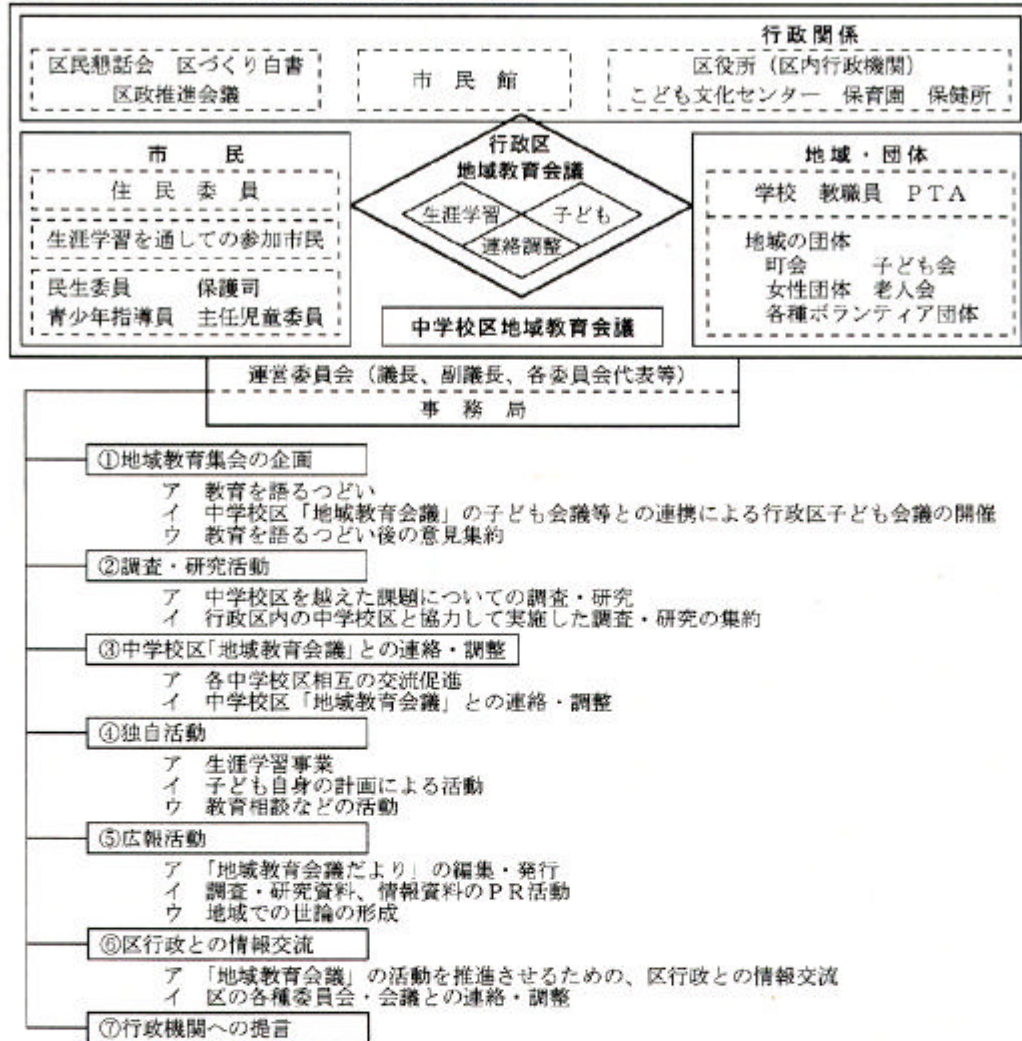
子どものために、地域が動く

先に述べたように八〇年代後半に入ってから急激に社会問題となった、子どもを取り巻く学校・家庭・地域社会環境の悪化を深刻に受け止め、実は川崎市では九〇年時点では既に、中学校区を単位とした大人や子ども、教育関係者、行政、各種関連団体等から構成される「中学校区地域教育会議」をスタートさせていた。会議の大きな目的は、教育そのものへの市民・地域の意識啓発と、子育てや生涯学習などあらゆる世代を地域で支えるシステムづくり、関係者のネットワークづくりであっ

た。会議の設立は任意であったため、九〇年のスタート当初は三つの中学校区だけであったが、十年後の二〇〇〇年には全五十一中学校区で実施されるに至っている。中学校区別に運営方法も活動内容も異なるが、市は五十一の個別会議の相互連携を図るために、「地域教育推進協議会」をつくった。今では協議会と教育委員会とそれぞれの活動を調査・把握し、年間活動報告書を整理している。九九年度報告書によれば、「教育を語る集い」の開催を中心に、中学校や町内に配布する広報誌の発行、子どもの生活や遊びに関する意識調査、子ども自身の企画によるイベントなど、地域コミュニティの活性化につながる多彩な取り組みが各地域で展開されている(図5-1に一部抜粋)。また、そのうちの三十一の学校区では、子どもたちの意見表明の場として「子ども会議」が設置され、大人と子どもの座談会や子どもだけの会議、高校生に参加・交流等も図られている。

スタートの翌年である九一年には、「中学校区地域教育会議」を支援するために、七つの行政区単位に「行政区地域教育会議」が設置され、中学校区レベルで解決が困難な課題や学区を越えた課題等に取り組む体制を築いている。メンバーは図5-2の6つのように、各中学校区の代表、教職員、PTA、子ども会、女性団体、教育に関心がある市民など。中学校区会議との重複参加も可能で自由である。七つの「行政区地域教育会議」で合意された意見は、毎年、行政に提言として報

図5-2 「行政区地域教育会議」の仕組み



告されている。

このように川崎市では、九〇年から学校教育、地域教育、生涯教育などを総合的に展開するために、さらには市民参加でそれらを進めるために、毎年「行政区地域教育会議」から出される提言を市政に反映しているのである。地域教育や生涯教育は、近年の教育現場でことさらブームになり、プログラム開発が全国自治体で盛んに行われているが、その実現は、地域市民がどれだけ自主性を持って、やりたいか。がすべてである。川崎市は、本誌での連載一弾(2000年3月30日号)で筆者が紹介した総合計画(区づくり白書)への市民参加などを見ても、二十一世紀に求められる地域社会の築き方に、行政と市民の新しい関係、施策・事業の展開に市民の意向を反映させるシステムなど、行政と市民が「お互いにとってあるべきか」を実践で示してくれている。

こうして見れば、「子どもの権利条例」が、教育会議や子ども会議の延長で産声を上げたのも、何ら不思議はない。

「参加の条例」づくりへの一歩

九四年に国が「子どもの権利条例」を批准したことは、川崎市でも「子どもの人権を保障する条例づくり」の契機となった。学校関係者から、子どもに関する各種行政を「子どもの人権」を基本に総合的に展開できないかとの提案があった。市では「子どもの権利条約って何？」という解説冊

子を、市内小中学校と高等学校の全生徒に配布。小学校低学年向け、高学年向け、中学・高等学校向けの三種類を十五万部用意した。この冊子は、今でも毎年改定されながら、小学新一年生と四年生、中学新一年生、高校新一年生に配布されており、さらに子どもの人権を保護する機関(連絡先)等を、生徒手帳に入るサイズの「相談カード」に掲載し、全児童・生徒に配布している。

国の条約批准の時点では、同市は条約づくりよりもむしろ、子どもたちに、人権の大切さを考える意識啓発や、政策・事業に直接子どもたちの声が反映できないか……という観点から「子ども議会」を立ち上げ、子どもの質問・意見に市長や関係局長が答弁するという手法をとってみた。しかし、結局はイベントに終わってしまった。

次に九五年からはテーマを人権に絞り、毎年十二月に「全子ども集会」を開催。九六年には「子ども・夢・共和国」という、ソフト面・ハード面双方からの、子どもたちによるまちづくりの参加・議論の場を設立した。

「夢・共和国」は、小学校高学年から中学生を構成員とするが、「遊び感覚」も交えて具体的な提案ができるため、子どもたちの評判は高く、初年度から百五十人の子どもが集まって月一回の定例で行われた。地元の高校生や大学生の参加もあり、彼らはワークショップや全体会の企画・進行をサポートしている。

このように川崎市では「子ども」というテーマ

だけで、「子どもの権利条例」づくり開始以前から、多様な柔軟な施策・事業を展開してきたのである。そして、子どもの人権を守るために子どもを中心とする地域社会(大人と子ども、子ども同士)の間で、みんなが守るべき理念(約束)をつくらう……という議論が交わされ、九八年九月に「川崎市子ども権利条例検討連絡会議」が発足。市民や子どもたちに話し合いへの参加が呼び掛けられ、同月には作業委員会に当たる「調査研究委員会」もスタートしたのだった。

「子どもの権利条例」策定のプロセス

念入りな体制づくり

スタート当初は「夢・共和国」で活動する九人の子どもたちが、「調査研究委員会」の子ども委員になった。具体の条例案づくりのためのワークショップ「調査研究委員会子ども委員会」には、全市から三十三人が集まった。

一方、教育や子どもについて考えたい大人たちの間でも、「子どもの権利を考える市民サロン」などが立ち上がっている。先の「連絡会議」(メーキングの会議)には、大学教授や弁護士、里親制度の主体、日本ユニセフ協会の専務理事、外国人市民代表、小中学校の校長会代表など、川崎市在住の多彩な専門家たちが集まった。

プロジェクトの遂行には、ゼロ歳から十七歳ま

でをトータルにみることでできる部署として、教育委員会が事務局となった。庁内では二年の期限で「関係部局幹事会」が発足し、条例の内容が個々の現場の対応にどう影響するか、部署別に備えている専門的関係法規との整合など、すべての部署で総合的・多角的に調整が図れる横断体制が築かれた。二年目(二〇〇〇年四月)からは、総合企画局の職員が教育委員会に派遣され、現場で市民たちと対話を続ける事務局(教育委員会)と本庁幹部プロジェクト・チームとのパイプ役を担うなど、内部調整機能の徹底が図られている。

こうした念入りな体制づくりも、川崎市がこれまでに実行してきた多様な分野での市民参加の経験と実績が生かされているのである。

内容やプロセスは徹底して知らせる

実際の条例づくりでは、「調査研究委員会」の子ども委員や「子ども委員会」のメンバー約四十人だけでは、市全体の子どもたちの意見や考えを反映したことになる。そこで、一般の子どもたちにも広く関心を持ってもらうように、パンフレットや広報で参加の呼び掛けを続けるとともに、学校での配布協力を依頼したり、参加しなくても「声を届ける仕組み」(はがきアンケート、インターネット、各種地区集会でのテーマ設定等)を築いたり……と、いろいろな方法を模索した。

とにかくすべての子どもと大人に、議論や問題提起や考え方のプロセスが見えるだけでなく、子

どもたちが理解できる。ように、最終的には子ども自身が、大人向けのパンフレットから編集方法を学びながら、内容を組み替えていった。

図5-3に条例案策定(二〇〇〇年十二月)までの流れを示すが、立ち上げから一年目の九九年九月には中間報告、二〇〇〇年三月には「第一次骨子案」を発表。集まった意見や質問を再検討し、十一月には骨子案を「子ども委員会」がパンフレットにまとめ、小学校四年生以上の全生徒に配布した(図5-4)。また、七行政区ごとの集会に「子どもの権利条例」策定委員が入って骨子案を示し、課題や質問等を持ち帰ったり、関係団体への説明・意見交換を行ったりしながら再検討を重ねた。

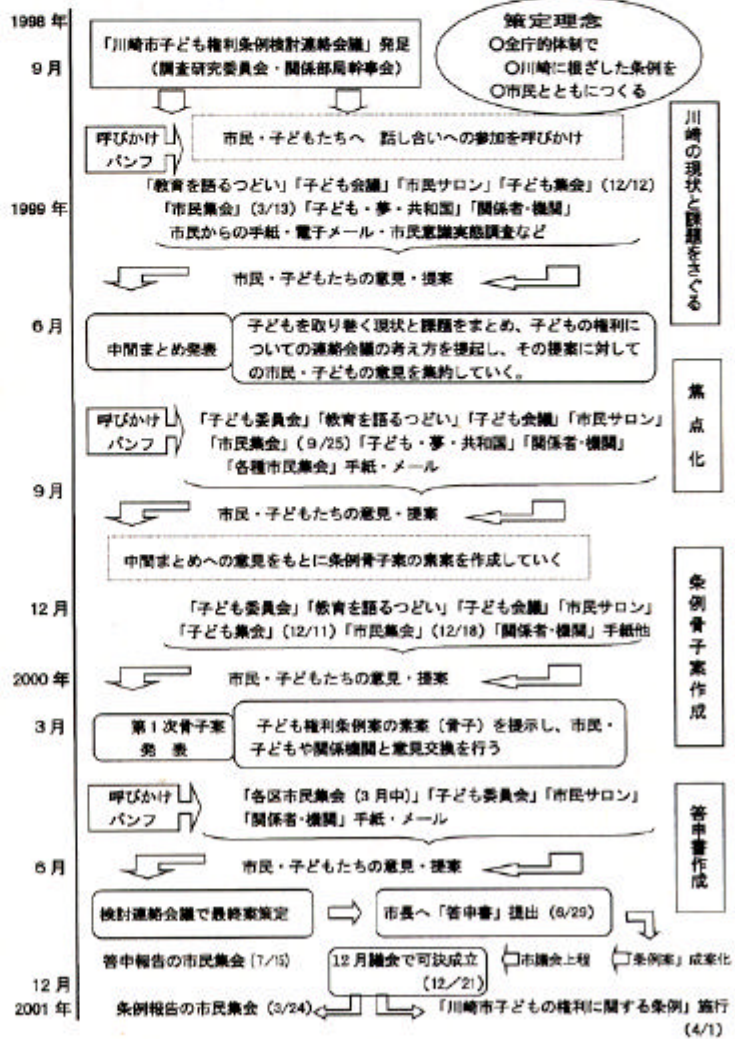
条例づくりにかかわる会合や市民と子どもの集会は、事務局に届けられたものだけで二百六十回を超える。○一年三月には、制定された条例を市民や子どもたちに説明する「報告市民集会」が開催され、二百五十人の一般市民が参加し意見・質問を出し合った。

条例の運用に向けて

「子どもの権利条例」は、今年四月一日から施行され、四月からは市民局の人権・男女共同参画室に「子どもの権利担当部署」を新設し、他部署と調整する体制をつくった。

運用に当たり、「一緒に議論を重ねてきたプロセスが貴重で、市民とのこうした合意形成こそ、

図5-3 「川崎市子どもの権利に関する条例」策定までの流れ



(条例の効果的な)運用が可能となる鍵(かぎ)だろう」と担当職員は言う。○一年度は、以下のような組織を立ち上げながら運用に当たる予定である。

①「川崎市子ども会議」…子どもたちの活動拠点の創設のために、○一年度は「子ども会議準備会」を設置。公募で集まった子ども会議の要綱をまとめ、ちで協議しながら、子ども会議の要綱をまとめ、○二年度からの子どもたちによる条例の運用に備

える

②「学校教育推進会議」…各学校が子ども、保護者、地域住民、教職員等から構成される組織づくりの準備。○一年度は試行とし、○二年度から本格的に実施する

③「川崎市子どもの権利委員会」…市の子どもの権利状況や子どもにかかわる施策を第三者の立場から検証していく機関として設置。市の施策を

図5-4

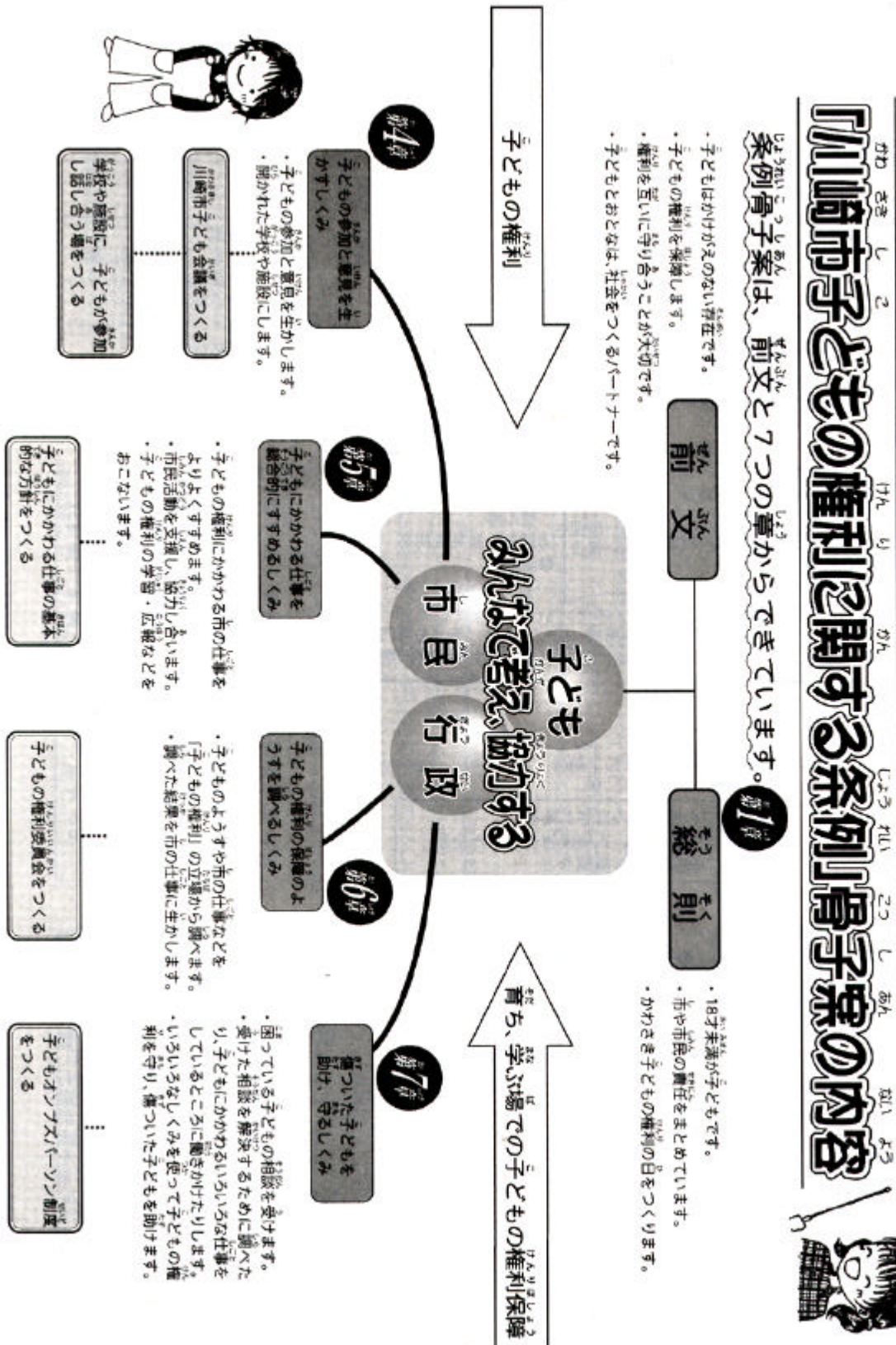
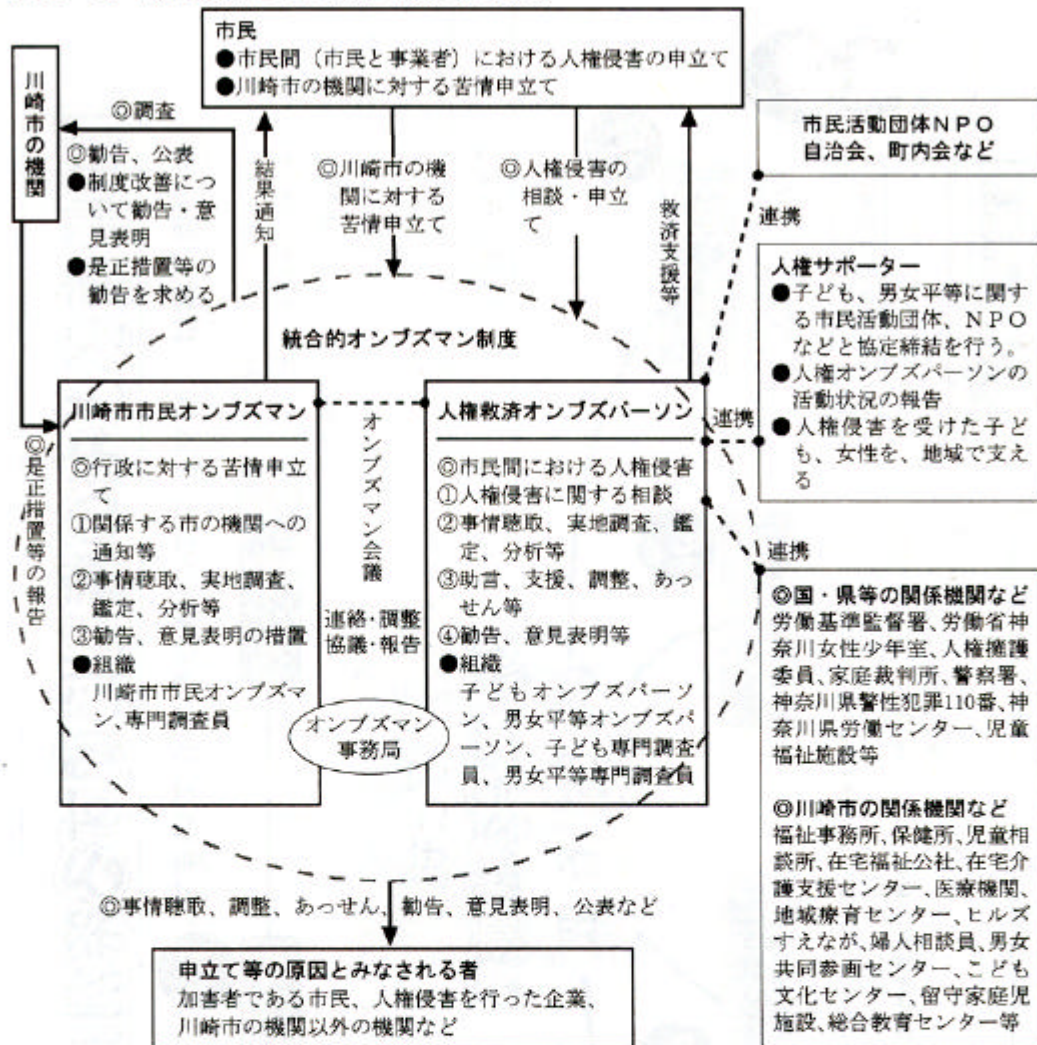


図5-5 統合的オンブズマン制度の枠組み



参加を通して見えた課題

このように川崎市の「子どもの権利条例」は、市民と行政の多大な熱意とエネルギーによって実現できたものである。しかし行政担当者には、この条例をつくりながら次のような課題も見えてきた。

◆条例づくりには、無関心な子ども、ほど、この条例が目指す理想から遠いところにいる（積極的に参加してくる子どもたち以上に、子どもの権利条例が必要）

◆いろいろな関係機関の考え、社会背景や倫理観などを総合判断して、条例の一行、一文字を決めることが難しく、全員の意思を固めるまでに、一度要綱案レベルに噛み砕くほど、条文策定作業が難航した

◆条文策定作業が難航した時、大人の委員から高度な専門性を有する条例づくりへの市民参加そのものの意義が問われる発言も出た

総合的に調整し行動計画を策定する子どもの権利担当部署が、この委員会を所管する

④「子どもオンブズパーソン制度」創設して十年を経過した市民オンブズマン制度のほかに、新たに子どもや男女平等などの人権保障分野にかかわる「人権オンブズパーソン」を〇一年六月に条例化。両者の相互連携を図る「統合的オンブズマン制度」を整備した。その中で権利侵害からの子どもの救済を図る（図5-5）

◆他の法規との整合性を事務局(教育委員会プラス本庁派遣職員)だけで判断できず、関係部署への照会に手間取った

◆条例骨子から条例案にまとめる段階で、他の法規との整合性確認作業を通じ、答申された骨子案通りの文言で条例にできなかった。変更せざるを得なかった理由を市民に再説明するのが大変だった

こうして見てみると、市民参加を本気でやるには、全庁内さらに担当者や事務局に、相当な覚悟が必要なことを改めて勉強させられる思いである。

川崎市の自治に思う

川崎市は総合行政の動き方にしても、情報公開の透明性にしても、予算の無駄遣い削減にしても、行政評価にしても、行政運営の面でも優れた自治体である。しかし、全国的に行政内部で盛り上がる「行革のトップランナー」であることに意義は見いださず、あくまでも「市民自治の実現度」で勝負したいと考えている。ここが、筆者が川崎市でいちばん評価するところである。

条例とは直接かわりないが、ソフト・ハード両面でのまちづくりの議論を進める「子ども・夢・共和国」の事務局である教育委員会生涯学習推進課では、職員たちは一年を通して日曜日を返上するほど忙しい。ここまで市民と向き合うからこそ、川崎市は「市民は顧客でなく、パートナー」と言い切る。

数年にわたる市民参加が一区切りした時、川崎市でも前回ご紹介した三鷹市でも、担当者は「二度と同じ経験はできないかもしれない。しかし逆に、今度「参加無しで同じことをする」と言ったら、一度でも参加を経験した市民は納得しないだろう」と同じことを語った。これは、筆者が本誌での連載「二弾でご紹介した横浜市や神戸市や世田谷区も、共通のメッセージである。『私たちは市民と正面から向き合ってきた。問題なくスムーズに進む参加・協働などあり得ない。時には真摯に議論し、時には喧嘩のような状態すら生まれる。それを乗り越えながらお互いに成長し、市民自治の基礎を築いてきた』と。

そして「参加のプロセス」は、サイレント・マジオリティの多さにもかかわらず、行政の基本哲学として、すべての市民に、あらゆる手段で伝えていく努力が必要だ。川崎市の事例はインターネットやパンフレット等ツールもさることながら、学校や地域が中核になって、この取り組みを広く投げ掛けていったことの意義こそ極めて重要だろう。

これから自治条例づくり等を試みる行政の方々は、条例づくりへの「参加・協働は目的ではなく手段」であり、従って「条例はつくることよりも、使うこと」が重要で、そのためには「運用ができる市民自治の基盤の形成」こそが最重要だということ、この川崎市の事例によってぜひ理解して取り組んでいただきたい。



霞が関 かわい

衝撃(財務省)
米国の同時多発テロは、世界経済に大きな衝撃を与えた。事件翌日の東京市場では平均株価が前日比で七百円近く暴落、十七年ぶりに一万円の大口を割り込んだ。「世界同時株安」「世界同時不況」への懸念が強まり、日本経済の先行き不安も一層、高まっている。

それでも「確かに株や貿易などの面で一時的には非常に大きいショックがあるが、できるだけ早く回復しなければならんし、回復すると信じている」と塩川正太郎財務相。株価の一万円割れについても「欧州市場では、前日比で6〜7%下落し、日本でも6%程度の下落は、まあ標準的。特に日本がひどいわけではない」と努めて平静を装った。

しかし、株価暴落に加え、為替相場はテロ事件の影響でドル安・円高が進行。円高は輸出に大打撃を与え、同時に、国内のデフレ圧力をさらに高めることに。小泉純一郎首相が掲げる経済財政構造改革への影響を問われた塩川財務相は「多少は影響するが、構造改革を変更しなければならんほどのショックではない。それ(変更)は全然、考えていない」と語気を強めたが、予想外の衝撃は小泉改革の前途に暗影を投げ掛けている。